

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例 の一部を改正する条例案について

県民文化政策課

1 改正理由

電子公告規則の一部を改正する省令（平成21年法務省令第1号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している電子公告規則（平成18年法務省令第14号）の条項を改めるところとする。（第8条の2関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

（参 考）

電子公告規則

（平成18年2月7日法務省令第14号 最終改正平成21年1月）

（定義）

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1～8 略

9 プロバイダ インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する同条第5号に規定する電気通信事業者をいう。

10～27 略

電子公告とは、合併や資本減少などの公告を、ホームページに掲載する方法によって行うことをいう。（公告方法には、その他官報や日刊新聞紙に掲載する方法がある。）

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(インターネットの利用による有害情報の視聴の防止)</p> <p>第八条の二 略</p> <p>2 電子公告規則(平成十八年法務省令第十四号)第二条第九号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器(入出力装置を含む。)の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。</p>	<p>(インターネットの利用による有害情報の視聴の防止)</p> <p>第八条の二 略</p> <p>2 電子公告規則(平成十八年法務省令第十四号)第二条第七号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器(入出力装置を含む。)の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。</p>